## ○福島地方水道用水供給企業団受託工事 負担金に関する規程

平成 28 年 2 月 1 日 管 理 規 程 第 1 号

(趣旨)

**第1条** この規程は、企業長が委託者より委託を受けて施行する工事にかかる費用 (以下「工事負担金」という。) について定めるものとする。

(工事負担金)

- 第2条 工事負担金は、工事請負契約額に設計料、監督料及び事務費を加えた合計額とする。この場合において、設計料、監督料及び事務費については、第4項の規定に基づき算出した合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。
- 2 補償契約等を締結して実施する場合の工事負担金は、前項の規定にかかわらず 工事請負契約額に設計料、監督料及び事務費を加えた合計額とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を 切り捨てるものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する設計料、監督料及び事務費は、次の各号に掲げる 額とする。
  - (1) 設計料 当該年度に定める設計基準により積算された実施設計額(以下「実施設計額」という。)の100分の4
  - (2) 監督料 実施設計額の100分の4
  - (3) 事務費 実施設計額の100分の2(負担区分)
- 第3条 工事負担金は、全額委託者の負担とする。

(工事負担金の納入)

第4条 委託者は、工事負担金を工事請負契約前に納入しなければならない。この 場合における工事負担金は、第2条第1項の規定にかかわらず実施設計額に設計 料、監督料及び事務費を加えた合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の 定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

2 補償契約等を締結して実施する場合等企業長が特別の理由があると認めたと きは、前項の規定にかかわらず第2条第2項に定める工事負担金を工事竣工後納 入することができる。

(工事負担金の精算)

第5条 企業長は、委託者が前条第1項の規定により工事請負契約前に納入した工事負担金と第2条第1項の工事負担金との差額を工事竣工後精算するものとする。 工事に変更があった場合も同様とする。

(工事負担金の減免)

**第6条** 企業長は、特別の理由があると認めたときは、第2条第1項に定める工事 負担金を軽減又は免除することができる。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。